

墓地等経営許可申請について

平成27年4月1日より、中津市墓地等の経営許可に関する条例の全部改正により、墓地、埋葬等に関する法律施行条例及び墓地、埋葬等に関する法律施行細則を制定しました。墓地等経営許可申請に際しては、下記手順による申請が必要となりますので、ご確認ください。

① 事前届出の提出

法第10条第1項又は第2項の規定による墓地等の経営の許可を受けようとする者は、標識の設置の日前に事前届出の提出をしなければならない。

② 標識の設置

法第10条第1項又は第2項の規定による墓地等の経営の許可を受けようとする者は、経営の許可の申請日の120日前までに、墓地等建設予定地に標識を設置し、標識設置の届出を提出しなければならない。

③ 設置等計画の説明

法第10条第1項又は第2項の規定による墓地等の経営の許可を受けようとする者は、経営の許可の申請日の90日前までに、近隣住民等に設置等計画についての説明会を開催しなければならない。また、説明会の報告について提出しなければならない。

④ 墓地又は火葬場の経営許可の申請については、①から③の手順後、墓地等経営許可の申請を行っていただくようになります。

【参考】



※墓地等経営は、個人で行うことは出来ません。以下の場合に限りです。

- ・ 地方公共団体
- ・ 公益財団法人（墓地等の経営を行うことを目的として設立された場合に限る）
- ・ 宗教法人（宗教法人法第4条第2項に規定する）
- ・ 認可地縁団体（地方自治法第260条の2第1項に規定する）

※事前届出を行う前に、生活環境課に計画段階において協議を行い、申請手順を確認してください。